

# 医療的ケアを必要とする利用者の皆さまへ 必要な手続きについてのご案内

(本案内は、市民の皆様へ、本制度をご説明する際の参考資料として、札幌市が作成したものです。)

## 概要

国の制度改正により、令和3年4月～障害福祉サービス等の一部のサービスにおいて、  
① 「医療的ケアを必要とする方」を対象とした、新たな報酬区分が創設されました。  
② 「医療的ケアを必要とする方」を対象とした、対象者要件の拡大が行われました。  
これに伴い、医師に、「判定スコア（※1）」の判定依頼が必要な場合（※2）がございますので、医療機関を受診の上、主治医に「判定スコア」の判定をご依頼いただきますようお願いいたします。

※1 医療行為の該当有無についての評価及び医療的ケアを実施する上でのリスクについての評価を点数化したもの。

※2 判定スコアの判定依頼の必要有無について、①の場合は、ご利用中（又はご利用予定）の事業所に、②の場合は、お住いの区の保健福祉課にご確認ください。

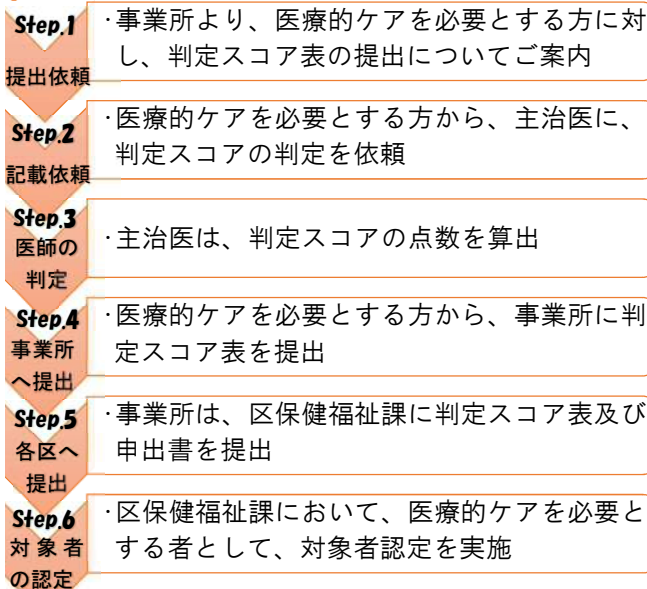
### ① 新たな報酬区分が創設されたサービス

児童発達支援  
放課後等デイサービス  
短期入所

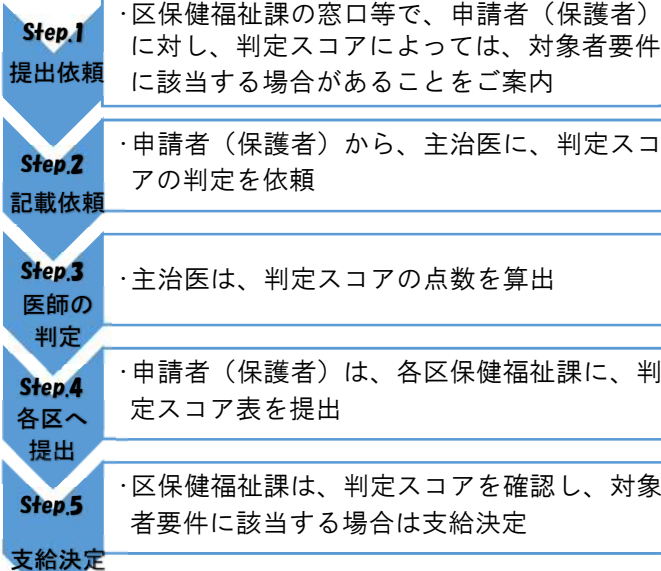
### ② 対象者要件が拡大されたサービス

短期入所（医療型）  
療養介護

### 判定スコアの提出の一般的な流れ



### 判定スコアの提出の一般的な流れ



### 注意事項

- 判定スコア表の作成にあたり、診断書料がかかる場合があります。
- 障害福祉サービス等の利用に係る利用者負担について、生活保護・非課税世帯の方は、これまでどおりご負担はありません。課税世帯の方は、利用者負担が増加する場合がございます。詳細はご利用中の事業所にご確認ください。
- 障害福祉サービス等の支給決定期間の更新時に、再度、判定スコアの提出が必要な場合があります。提出が必要な場合は、お住いの区の保健福祉課又はご利用中の事業所からご案内があります。
- 本制度に関して、ご不明な点は、○区役所保健福祉課までお問い合わせください。 電話：〇〇〇-〇〇〇〇